

# 特定施設を建築する場合は特定 施設整備計画届出書の提出が 必要です！

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

## 特定施設とは？

多数の者が利用する施設です。

例えば・・・

- ・ 病院や診療所
- ・ 老人ホームやデイサービス
- ・ 物品販売店
- ・ 飲食店や喫茶店
- ・ 美容院やクリーニング取次店  
などサービス業を営む店舗  
※住宅に併設する場合も同様です。
- ・ 学校
- ・ 大規模な共同住宅
- ・ 大規模な工場や事務所

特定施設は、  
整備計画届出書の提出が必要です

## 整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

### ●アプローチ

高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



### ●出入口

建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他に  
様々な整備基準があります



**整備計画届出書の未届出及び整備基準が遵守されていない場合は、  
条例違反となります。**

## どうやって届け出るの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先  
愛知県建設部住宅計画課街づくり事業グループ  
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145  
HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の具体的な届出等については、それぞれの市へお問い合わせください